

令和6年産愛媛県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和5年12月5日(火) 13時20分～14時20分

第2 開催場所：松山合同庁舎6階共用大会議室

第3 出席者

(行政機関)

愛媛県農林水産部農業振興局

農産園芸課米穀係 技師 竹内 幹人

(学識経験者)

愛媛県農林水産研究所 主任研究員 黒瀬 咲弥

(生産振興団体)

全国農業協同組合連合会

愛媛県本部園芸農産部 米穀課長 野本 克央

(登録検査機関)

えひめ中央農業協同組合

営農部農産課 担任 白戸 良治

日本穀物検定協会関西神戸支部業務部

中四国事務所愛媛出張所 所長 大石 正志

(農産物検査協議会)

愛媛県JA農産物検査協議会 久保 邦弘

(申請者)

愛媛県米麦振興協会 西窪 勇

(中国四国農政局)

生産部生産振興課 課長補佐 徳野 吉昭
検査技術指導官 村田 仁

第4 議事

1. 開会

(農政局)

定刻になりましたので、ただ今から令和6年産愛媛県産農産物銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ (農政局)

省略

3. 事務連絡 (農政局)

省略

4-1. 銘柄設定の申請内容の説明

ア 「にじのきらめき」設定の申請

(愛媛県米麦振興協会(以下「申請者」という。)の説明)

愛媛県米麦振興協会では、生産、加工、流通面に係わる各関係団体等を構成員とし、優良種子の生産並びに需給、生産計画及び産地育成、流通及び市場対策等に関する事業活動を行っていることから、本協会が申請を行うものです。

米の国内需要はコロナ禍からの脱却に合わせて中食・外食で利用される業務用米の需要が回復しております。

以前から県内米穀卸から要望もあり、平成28年から新品種導入のための試験栽培を開始しており、業務用米として複数の品種を農家が実際に栽培している状況です。「にじのきらめき」は令和元年から導入しております。令和5年産では品質・収量の面から「にじのきらめき」など4品種、10JAで69.8haの作付を行っております。

特に「にじのきらめき」につきましては、主要な品種となっており良食味多収性の品種です。令和4年産については、平均反収566kg、1等米比率は49.8%（コシヒカリ43.7%、あきたこまち10.9%）と高温耐性があり「コシヒカリ」並みの食味で、稈長も短くいもち病にも強く作りやすいことから、県内JAから栽培への強い意向があり、作付拡大を進め需要に応じた生産に取り組む必要があります。

今後、生産者と実需者のマッチングを促進し、作付面積と出荷数量の拡大に資するため、銘柄設定を申請するものです。

実需者からの要望としても「コシヒカリ」並みの食味で等級が良くある程度の低価格で供給できることから、業務用米としての需要と合わせて、良食味米として主食用米として期待されているところです。全農愛媛としても主食用米としての位置づけをしていく方針というところもあります。

生産者の所得向上というところでは、「コシヒカリ」並みの食味とそれ以上の品質・収量が見込まれることから銘柄設定することにより、農家所得の向上につながり経営が安定することになります。

イ 品種鑑定上の特徴説明

(登録検査機関 えひめ中央農業協同組合(以下「登録検査機関」という。)の説明)

鑑定上の特徴ですが、粒形は中粒でやや長粒、他の品種との比較ではやや小さく、やや短粒でやや厚みがあるとなっております。色については淡い飴色、光沢は良い、他の品種との比較ではやや淡い飴色、光沢は同等となっております。皮部の厚薄は厚い、他の品種との比較でもやや厚いとなっております。心白・腹白の発現の程度は心白・腹白ともにやや少ないとなっております、他の品種との比較でも中となっております。縦溝の深浅はやや深い、これは他の品種と比べてもやや深いとなっております。

ます。胚の大小及び胚の形については、大きさは中程度、エグレは浅く、他の品種と比べても同程度となっております。千粒重は 23 g ～24 g 程度、他の品種は 22 g 程度でやや重いとなっております。

4-2 銘柄廃止の申請内容の説明

「みつひかり」、「ユメサキボシ」廃止の申請

(申請者の説明)

「みつひかり」については、過去3年以上検査実績がなく、今後も作付けされる見込みがないことから廃止の申請をします。

「ユメサキボシ」については、他銘柄への作付け転換が計られ、過去3年検査実績がなく、今後も作付けされる見込みがないことから廃止の申請をします。

(農政局)

ありがとうございました。廃止につきまして、私どもから若干補足説明をさせていただきます。

現在、愛媛県の「みつひかり」と「ユメサキボシ」の検査実績は、お手元の資料にも整理させて頂いておりますが、「みつひかり」については、令和2年産から検査実績がございません。「ユメサキボシ」については、令和3年産から検査実績がございません。これは、農産物検査に関する基本要領の銘柄廃止の要件の「前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること」に該当している状況です。

5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルの確認

6. 意見聴取

(農政局)

それでは、再開します。議題(3)の意見聴取に入りたいと思います。まず、「はるさやか」について、ご出席の皆さんの忌憚のないご意見を頂き、銘柄設定申請に対する判断としたいと思っております。その前に申請者様で補足説明がございましたらお願い致します。

(申請者)

特にごございません。

(農政局)

それではどなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問お願い致します。

(えひめ中央農協)

7の申請する理由に、コシヒカリ並みの良食味で低価格で供給できるとありますが低価格で供給して生産者所得の向上に繋がるのかというところが気になるところです。

(申請者)

低価格でというところは現在、供給している業務用米としてのものであり、7年

産米からは主食用米として流通させたいということで、主食用米となれば業務用米より価格も上がってきます。また、収量も見込まれますので、これを踏まえて生産者所得の向上が期待できるとさせて頂いております。

(農政局)

申請理由に、特に「にじのきらめき」は、良食味多収性の品種で高温耐性がありコシヒカリ並みの食味で稈長が短いもち病にも強く作りやすいことから、県内 JA から栽培への強い意向あるため、作付け拡大を進め需要に応じた生産に取り組むと記載頂いています。これまで何年か試験栽培をされていると思いますが、収量や品質的に結果は如何だったでしょうか。

(申請者)

農林水産研究所さんに収量等の推移はありますか。

(農林水産研究所)

ここ3年、当方の試験場でも、試験を行っていますが、「コシヒカリ」、「あきたこまち」に比べて明らかに多収は確認できています。また、品質も3年ともかなり良好であるかと思えます。

(申請者)

食味については、昨年、農林水産研究所で「にじのきらめき」も含めて試験を行いました。その結果はコシヒカリと同等との結果が出ています。同じ米をひめライスに持ち込んで職員の方に「コシヒカリ」と「にじのきらめき」の食べ比べをしていただいた結果もほぼ同等とのことでした。

(農政局)

生産者、実需者のメリットはどのようなものになるとお考えでしょうか。

(申請者)

生産者のメリットは多収性というところで、「コシヒカリ」、「あきたこまち」で8俵取るより「にじのきらめき」で10俵取る方が最終的な10a当たりの所得が良いということは計算しております。実需者のメリットは、業務用米は低価格で食味の良いものが手に入るというところです。また、栽培上、倒伏しにくいというところがあって野菜の後等の倒伏しやすい所でもこの品種なら作付け出来るということで生産者に喜ばれています。

(農政局)

種子の供給は全国農業協同組合連合会本所事業企画課が一括購入した種子を全農愛媛県本部を通じて販売するということですが、今後、県内で種子の生産をされるご予定はございませんか。

(申請者)

現在、あきたこまちの種子を種子センターで調整しておりますが、ゆくゆくは「にじのきらめき」に切り替えていきたいと考えております。

(農政局)

「にじのきらめき」は、主にどういった流通になるのでしょうか。

(申請者)

集荷したものは全農を通じての販売になります。基本的には全量、全農を通じて取扱いをしたいと考えております。

(農政局)

申請書にも記載頂いていますが、大事な事なので改めて確認させていただきますが、産地品種銘柄設定の一つの要件として、育成者権を侵害するものでないことについては、育成者にご確認・了解を得ているということによろしいでしょうか。

(申請者)

はい。

(農政局)

えひめ中央県農協さんにお伺いいたします。「にじのきらめき」の検査を行うと言うことですが、設定要件の一つの農産物規格規程の品位に照らし合わせて検査を行うことは可能でしょうか。また、今年の検査結果（等級的）には如何でしたか。

同じく、設定の要件として、銘柄の鑑定が可能であることということがございます。県内の他の産地品種銘柄と比較をし、「にじのきらめき」として判別が可能でしょうか。

(登録検査機関)

管内においては、十数 ha 程の作付されている状況で、検査の前半の山間部では、品質の良いものが取れている状況で、最終的にみると1等米比率は5割程度になっており、「コシヒカリ」、「あきたこまち」等と比べるとかなり良い状況となっております。品位の検査についても可能です。銘柄の鑑定も可能です。

(農政局)

本日は、穀物検定協会愛媛出張所の大石さんにもご出席を頂いております。「にじのきらめき」の検査についてご意見はございますか。

(穀物検定協会愛媛出張所)

サンプルが中庸どころであり、同じような特性がでるのであれば、検査は可能だと思います。

(農政局)

申請書では、他のJAさんも検査を行うことになっておりますが、愛媛県JA農産物検査協議会の久保さんにお聞きしますが、他のJAさんから検査に対し何かご意見はございましたでしょうか。

(検査協議会)

「にじのきらめき」は、長粒で光沢が良いので1等比率が高くなっております。現在は、大口の農家さんが取組んでおられて、今後も大口を中心に増えていくであろうと思っております。

(農政局)

本日、愛媛県のご担当者様にもご出席を頂いております。恐れ入りますが、愛媛県米麦振興協会様から申請を頂いた「にじのきらめき」ですが、愛媛県の水稲の作付方針や品種誘導の観点からお考え頂いて県の作付方針や品種誘導計画などに影響を与えるものではないか、お聞かせ頂けないでしょうか。

(愛媛県)

今回、申請のあった「にじのきらめき」については、「コシヒカリ」や「あきたこまち」に代わる品種と認識しております。

愛媛県米・麦・大豆生産振興ビジョンというものを令和3年に策定しておりますが、そのビジョンや県の作付方針に反することはないと考えております。

(農政局)

農林水産研究所の方にもご意見をお聞かせいただきたいのですが、申請品種「にじのきらめき」につきまして、先ほど品種の特徴を検査機関から説明を頂きましたが、実際に「にじのきらめき」が栽培されるということですが、栽培試験の結果等から見て、どうお考えでしょうか。また、栽培に関して注意することなどございましたら、お聞かせ下さい。

(農林水産研究所)

「あきたこまち」や特に「コシヒカリ」と比べて稈長が低いので、作りやすい品種だと思います。収量を確保するためには、茎数確保が重要かと思っておりますので、例えば、栽植密度を多めにするとか、多肥栽培をするなどの工夫が必要かと思っております。

(農政局)

はい。ありがとうございます。他に何かご意見等ございますか。それでは、このあたりで「にじのきらめき」の意見聴取は終了させていただきます。

「にじのきらめ」の銘柄設定について確認に入りたいと思います。ただ今、「にじのきらめ」を銘柄設定することについてそれぞれの立場からご意見を頂きました。その結果を改めてご確認をさせていただきたいと思います。ご出席の皆様方から「にじのきらめ」につきまして、生産・流通・検査・行政それぞれの立場からご意見、ご確認をいただいたところです。

結果、銘柄設定要件の全てクリアしている、特性、品質の状況等もお聞きしましたが、そこらも何も問題はない、出席者の皆さんからも特段の反対意見もない。ということで銘柄設定とすることは「適当」であるということで整理をさせていただきますがよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(農政局)

ありがとうございます。

それでは、設定に向け事務を進めさせて頂きたいと思います。

(農政局)

最後になりましたが、愛媛県産地品種銘柄として現在設定をされております水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「みつひかり」と普通裸麦「ユメサキボシ」の廃止申請が提出されております。

これにつきまして皆様からご意見をお願い致します。

ご意見も無いようございますので、まず、生産側からのご意見として全農愛媛様、如何でしょうか。生産側からお考え頂き、今後、みつひかり、ユメサキボシの作付けは考えられるのでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

(全農愛媛)

特にありません。

(農政局)

行政の立場から、愛媛県様、「みつひかり」、「ユメサキボシ」を愛媛県の産地品種銘柄から廃止することで何か不都合がございますでしょうか。

(愛媛県)

特にございません。

(農政局)

何か、廃止に向け反対意見等はございますでしょうか

(農政局)

穀物検定協会愛媛出張所さんは、両品種とも選択銘柄とされておりますが、何かご意見はございますでしょうか。

(穀物検定協会愛媛出張所)

検査数量もありませんので、仕方ないと思います。

(農政局)

ありがとうございました。

廃止に向け、皆様からご意見を伺いましたところ、廃止に向け特段の反対意見はございませんでした。

以上のことから、「みつひかり」、「ユメサキボシ」の廃止に向け、事務を進めて参りたいと思います。

7. まとめ

(農政局)

それでは、本日、設定申請1件、廃止申請2件につきまして皆様からご意見を頂きました。後日、皆様方からいただきましたご意見等を、整理をさせて頂き、議事録を作成し、農林水産省農産局長へ報告をさせていただきます。農産局において銘柄設定・廃止の案について議論され、銘柄設定と廃止が行われれば、来年の3月の時点で規格規程が改正をされ、私どもから規格規程の改正等の通知を関係機関、登録検査機関等へ送付させていただきます。申請者の方には、その際には改めて結果の通

知もさせていただくというような流れで進んで参ります。

なお、産地品種銘柄として設定をされた場合、県内登録検査機関にサンプルをお配りすることになりますので、申請者様には、「にじのきらめき」サンプル1kg程度を農政局に提出頂くことになりますので準備のほど、よろしくお願い致します。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして愛媛県における国内産農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会と致します。

本日は、お忙しいところご出席頂き誠にありがとうございました。